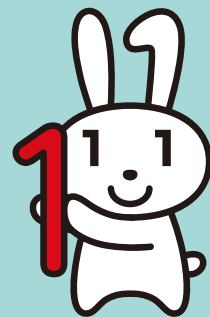


平成30年以降

NISA口座の継続には マイナンバーの提出が必要です



来年以降も、NISA口座を継続してご利用される場合
本年9月末までにマイナンバーをご提出いただくだけで、
面倒なお手続きが不要でカンタンにご継続いただけます。

<スケジュール>

平成30年1月

第1期 NISA 勘定設定期間
～平成29年12月31日まで

第2期 NISA 勘定設定期間
平成30年1月～平成35年12月31日

平成29年9月末

9月末までに
マイナンバーを提出した場合

10月15日までに
継続のご通知を
送付します

お手続き不要

マイナンバーを提出しなかった場合

非課税期間終了後、移管時点の時価で特定口座又は
一般口座に組み入れます(非課税ではなくなります)

再度、NISA口座開設
のお手続きが必要

マイナンバーの
ご提出はお早めに！

混雑が予想されますので、8月末を目処にマイナンバーの
ご提出をお願い申し上げます。

Q. なぜ今回、マイナンバーの提出が必要なのですか？

現在、開設されているNISA口座は制度上、勘定設定期間が設けられており、原則勘定設定期間ごとにNISA口座開設のお手続きが必要となっております。

来年からは、第2期の勘定設定期間となり、改めてNISA口座開設のお手続きが必要になりますが、「平成28年度税制改正」により、マイナンバーをご提出いただいている場合、再度のNISA口座開設のお手続きを不要とすることが出来ます。

Q. マイナンバーのご提出があり、NISA口座の継続を希望しない場合は？

9月末までに、当社へその旨の届出書をご提出いただく必要があります。



いちよし証券